

2024

ケータイ社労士 読者特典 補助講義

2024 年度社会保険労務士試験に向けた 法改正対策講座

労働法

社会保険法

講師：近江 直樹（ケータイ社労士 著者）

ケータイ社労士著者公式HP ▶ <http://naokis-room.la.coocan.jp/keitaisyarousi.html>

労働基準法 (1)

☆ 労働条件の明示についての改正 その1

10課 (2)② 有期労働契約を更新する場合の基準について、更新の有無（通算契約期間・更新回数の上限）と内容を明示することを追加（労働契約締結時だけでなく更新時も明示）

更新の上限の新設・短縮する場合：その理由を説明

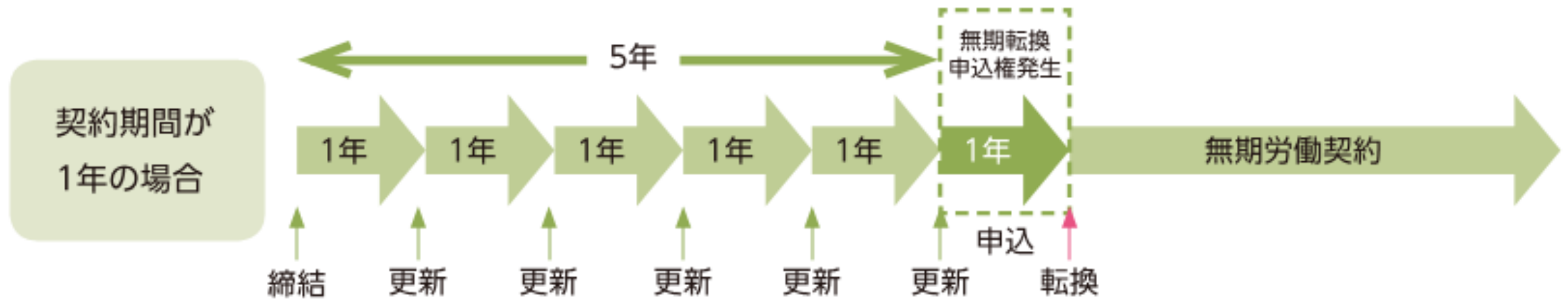
同 (2)③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項について、就業の場所・業務の変更の範囲も含むことに

労働基準法 (2)

☆ 労働条件の明示についての改正 その2

11課 ④ 無期転換申込権が発生するタイミングごとに、「無期転換申込機会（無期転換が申し込むことができること）」及び「無期転換後の労働条件」を明示することに

○無期転換の申込みがあった場合、申込時の有期労働契約が終了する日の翌日から無期労働契約となります。



労働基準法 (3)

☆ 上限規制の例外の改正

29課 (3) 建設の事業：災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用される

同 (4) 自動車運転の業務：特別条項の1年あたりは960時間

医者：特別条項の1年あたりは960（最大1860）時間

※ (1)の45時間、(2)①の月100時間未満、②の複数月80時間以内は適用されない

労働基準法 (4)

☆ 専門業務型裁量労働制の協定事項の追加

32課 (2)⑦ 専門業務型裁量労働制の協定事項に、「対象労働者の同意を得ること」、「不同意の場合に不利益な取扱いをしないこと」、「同意撤回の手続き」が追加される

※ 企画業務型裁量労働制についても、法改正あり

労働安全衛生法・労働者災害補償保険法

第2章 安全衛生法

※ 化学物質規制（リスクアセスメント）についての改正

第3章 労働者災害補償保険法

※ 休業補償給付を行わない場合から、「婦人補導院に収容されている場合」が削除される

4 課 (2) 心理的負荷による精神障害の認定基準の改正

■ 業務による心理的負荷評価表※の見直し

※ 実際に発生した業務による出来事を、同評価表に示す「具体的出来事」に当てはめ、負荷（ストレス）の強さを評価

◆ 具体的出来事の追加、類似性の高い具体的出来事の統合等

追加 「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマーハラスメント）

追加 「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」

◆ 心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充

- パワーハラスメントの6類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことを明記
- 一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていない具体的な出来事について、他の強度の具体例を明記

■ 精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し

(改正前) 悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」（特に強い心理的負荷となる出来事）がなければ業務起因性を認めていない

 (改正後) 悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認める

■ 医学意見の収集方法を効率化

(改正前) 専門医3名の合議による意見収集が必須な事案
【例：自殺事案、「強」かどうか不明な事案】



(改正後) 特に困難なものを除き専門医1名の意見で決定できるよう変更

雇用保険法

第4章 雇用保険法

17課 (1)② 「売春防止法により保護観察に付された者」を削除済

第5章 労働保険徴収法

※ 大きな改正なし。

労働に関する一般常識 (1)

6 課 (2) 障害者雇用率の改正

| 事業主の区分 | 改正前 | 令和6年4月～ |
|------------|----------|-----------------|
| 一般企業 | 100分の2.3 | 100分の2.5 |
| 国・地方公共団体等 | 100分の2.6 | 100分の2.8 |
| 都道府県教育委員会等 | 100分の2.5 | 100分の2.7 |

※ 国・地方公共団体等には、特殊法人を含む

労働に関する一般常識 (2)

6 課 (3)~(6) 法定雇用障害者数の算定

| 週法定労働時間数 | 30時間以上 | 20時間以上 30時間未満 | 10時間以上 20時間未満 |
|--------------------|--------|------------------|------------------|
| 身体障害者 | 1 | 0.5 | — |
| 身体障害者うち 重度 | 2 | 1 | 0.5 |
| 知的障害者 | 1 | 0.5 | — |
| 知的障害者のうち 重度 | 2 | 1 | 0.5 |
| 精神障害者 | 1 | 1 (経過措置) | 0.5 |

労働に関する一般常識 (3)

6 課 (7) 障害者雇用調整金の支給調整について

障害者雇用調整金について、支給対象人数が10人（年間延べ120人）を超える場合は、支給額を月23,000円（原則は29,000円）とする

☆ 職業安定法施行規則の改正

求人企業・職業紹介事業者等が労働者の募集を行う場合・職業紹介を行う場合等、以下の事項も明示することが必要となる

- ① 従事すべき業務の変更の範囲
- ② 就業の場所の変更の範囲
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間又は更新回数の上限を含む）

健康保険法

※ 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給費用の一部は、高齢者医療確保法による高齢者医療制度から拠出されるようになる

後期高齢者医療広域連合

↓ 出産育児支援金

社会保険診療報酬支払基金

↓ 出産育児交付金

保険者（協会けんぽ・健康保険組合）

※ 類似の改正が、国民健康保険法・船員保険法にあり

国民年金法・厚生年金保険法

第2章 国民年金法

23課 (2)③ 「少年院他これに準ずる施設に収容」→「少年院に収容」

* 婦人補導院に収容されている場合が削除されたため

第3章 厚生年金保険法

※ 大きな改正なし

社会保険に関する一般常識

第4章 社会保険に関する一般常識

4課(6) 産前産後の保険料の免除の新設

前月（多胎妊娠の場合は3月前から）・当月・翌月・翌々月の4月分（多胎妊娠の場合は6月分）、保険料が減額される

最後までご視聴ありがとうございました。



本講義のスライドおよび資料は、 ケータイ社労士の著者公式HPに記載しています。